

放課後等デイサービス青空

地震防災規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、放課後等デイサービス青空に在籍及び出入りするすべての者に適用する。

第2章 平常時における対策

(地震防災対策委員会の設置)

第1条 南海トラフ巨大地震における地震防災対策の総合的な推進を図るため、施設長を委員長とする「地震対策委員会(以下「対策委員会」という。)」を設ける。

2 対策委員会の委員は、委員長のほか、防火管理者、主任、等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次による。

- (1) 地震防災規定の改廃に関すること。
- (2) 防災関係諸規定等の整備に関すること。
- (3) 建物、設備の耐震強化に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災教育及び防災の後方に関すること。
- (6) その他、防災上必要な事項。

4 対策委員会は、半年に1回開催する。

ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

5 対策委員会のもとに委員長の指名する者を担当責任者とする防災対策班を組織する。

6 防災対策組織は次のとおりとする。

	防火責任者	担当班	担当責任者
①	代表	情報伝達班	主任
		応急物資・救護班	児童指導員 2-3
②	防火管理者	消火班	児童指導員 1-3
		安全指導班	児童指導員 3-3

(施設の安全対策)

第2条 建物の安全性について、専門家による耐震検査を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

2 ロッカー、戸棚類他等地震動による点灯、移動、落下等二次的被害を予防するため、取り付け部分の補強等の措置を講ずる。

(緊急物資の備蓄)

第3条 対策委員会の決定に基づき、災害時用として備蓄する食糧品及び衛生材料等の量目について次の通り確保する。

生徒用	個数	指導員用	個数
飲料水 (1人1日20として) 最大定員30名	210本	飲料水 (一人1日20として) 在籍数14名	98本
非常用食料 (乾パン・缶詰等)	630個	非常用食料 (乾パン・缶詰等)	294個
応急手当セット (包帯、絆創膏、ガーゼ、はさみ等)	1式	応急手当セット (包帯、絆創膏、ガーゼ、はさみ等)	一式
非常用トイレ	必要最低限	非常用トイレ	必要最低限
		懐中電灯	14本
		防災ラジオ	1個

(地震防災隊の編成)

第4条 東海地震注意情報発表時から地震発生時に備え、別表1の地震防災隊(自衛消防組織)の編成と任務分担を作成する。

(地震防災隊の隊長)

第5条 隊長は施設長をもってあて、副隊長は酒井皓太郎をもってあてる。

- 2 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。
- 3 副隊長及び代理は隊長を助け、隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

(地震防災隊の班長)

第6条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は隊長が任命する。
- 3 班長は担当隊員を指揮命令する。

第3章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置

(東海地震に関連する情報の伝達)

第7条 東海地震注意情報を知った者は、速やかに施設長又は他の責任ある職員等に報告しなければならない。

- 2 施設長は、職員に正確な情報の入手に努めさせ、東海地震注意情報に接した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別表2地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
- 3 情報伝達班は、隊長の指示を受け施設内放送により、東海地震注意情報を生徒及び職員等に周知させる。
- 4 情報伝達班が用いる放送文は混乱防止に十分配慮し、別紙1に定める要領で行うものとする。

(隊員の緊急動員)

第8条 隊員は、勤務時間外において東海地震注意情報を知ったとき、又は連絡を受けたときは、緊急連絡網を用いて、安否確認を行う。

- 2 休日において、東海地震注意情報が発表された場合で時間的余裕がない場合は、出勤指導員等でもって緊急活動を行うものとする。

第4章 警戒宣言発令時の措置

(地震防災隊の応急活動)

第1条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊各班は任務分担に応じ、別表2地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(警戒宣言発令の伝達)

第2条 指導員は、スマホ・防災制御無線等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、地震予知の内容を記録し隊長及び情報伝達班に報告する。

- 2 隊長は、報告を受けた場合等警戒宣言が発せられたことを確認したときは、警戒宣言が発せられたことを副隊長に伝達する。
- 3 地震により火災が発生した時は、消火班を中心に消火活動にあたるものとする。
- 4 災害時の情報伝達は、施設内の災害状況を伝えるとともに、周辺地域の災害状況についても伝達するものとする。

第5章 地震発生後の措置

(被害状況の把握)

第1条 隊長は、別表3の地震発生後のチェック表に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

- 2 隊長は、当日の利用生徒の所在を確認し、不明の者がある場合は直ちに防災機関等に通報するとともに各班協力して救護活動にあたることを指示する。

第6章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第1条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を取得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

- (1) 個別訓練
情報の収集・伝達・初期消火など班別の訓練を年1回以上実施する。
- (2) 総合訓練
個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

(地震防災に対する教育及び広報)

- ① 職員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。
 - (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容。
 - (2) 予知される地震及び津波に関する知識。
 - (3) 地震予知情報が出された場合、および地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として、現在講じられている対象に関する知識。
 - (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 2 生徒及び保護者に対しては、おたよりなどの公報によって、警戒宣言から地震発生までの施設が措置する警戒体制及び有事の体制について、徹底を図るものとする。

別表 1

放課後等デイサービス青空 地震防災隊編成表

地震防災隊 隊長	地震防災隊 副隊長	班名	隊長	隊員	任務
代表取締役 1-1	防火管理者 1-3	情報伝達	主任 3-2	児童指導員 1-2 児童指導員 2-2	<ul style="list-style-type: none"> 各クラスの情報収集と伝達 消防関係機関との連絡 災害状況の記録及び伝達
		応急物資 救護	児童指導員 2-3	児童指導員 1-4	<ul style="list-style-type: none"> 利用生徒及び指導員の救護 非常食等の準備
		初期消火	防火管理者 1-3	児発管 3-1	<ul style="list-style-type: none"> 消防への通報 消火器等による初期消火
		安全指導	児童指導員 3-3	児童指導員 3-4	<ul style="list-style-type: none"> 非常口の解放 避難障害物の排除 利用生徒の避難誘導

☆役職名横の数字は、「クラス・シフト順」で記されています。

人事異動等で変更になった場合は後任者がその役割を引き継ぐこととします。

例) 情報班隊員 【前任者】 1-1 ○○ △△さん → 【後任者】 1-1 □□ ××さん

別表 2

地震防災対策チェック表

実施事項	東海地震注意情報 発表時適否	警戒宣言 発令時適否	措 置
転倒防止			
通路の障害物は			
棚等からの落下物は			
火気使用器具の停止			
主要出入口の解放			
非常食・飲料水の確保			
衛生品の確保			
乾電池の確保			

◎【適否】の欄は適していれば適、適していなければ否を記す。

措置は、否の場合その後取る措置内容を記す。

東海地震注意情報 発表時	点検完了日時	
	点検者名	
警戒宣言 発令時	点検完了日時	
	点検者名	

① 東海地震注意情報が発表されたとき

『緊急放送。緊急放送。全クラスに大切なお話をします。静かに聞ける体制を作りましょう。只今、東海地震注意情報が発表されました。この東海地震注意情報は、今後大きな地震が起きる可能性があるという時点で発表されます。今後、詳しい情報が入り次第、放送でお知らせします。生徒の皆さんは、指導員の指示や、放送をよく聞き落ち着いて行動しましょう。』

② 警戒宣言が発令されたとき（緊急放送である旨をチャイムで繰り返し流す）

『緊急放送。緊急放送。本日〇〇時〇〇分、地震災害に関する警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は〇-〇日以内（又は数時間以内）に大きな地震が起こる可能性が高いことを伝えています。まだ詳細は分かっていませんが、万一に備え、指導員の皆さんは、あらかじめ定めた施設の地震防災規定に従って行動してください。生徒の皆さんは、指導員の指示、放送をよく聞き、落ち着いて行動しましょう。その後の情報は分かり次第、お伝えします。』

③ 警戒宣言が発令された後の詳しい情報

『緊急放送。緊急放送。先ほど発令された警戒宣言の詳しい内容が入りましたのでお知らせします。震源域は〇〇、震度は△△と伝えられています。もし、大きな地震が起きてもあわてないことです。大きな揺れは1分程度です。その際、生徒の皆さんは絵本やリュックなどで頭を守り、部屋の真ん中に集まり、自分の身を守る体制を作りましょう。避難が必要な時には、指導員が安全な場所に誘導します。勝手な行動はせず、必ず指導員の指示で動くようにしましょう。』

④ 生徒の避難及び救出を必要とするとき（インカムを使用）

「〇組避難誘導班に緊急連絡・・・くりかえす・・・〇組日案開始！
本郷地区市民館へ誘導してください。・・・くりかえす・・・」
「総括班に緊急連絡・・・くりかえす・・・各クラス内に残留者がいないか確認の上、報告してください。・・・くりかえす・・・」

別表 3

地震発生後のチェック表

実施事項	適否	措置
ガス漏れ箇所は無いか		
漏水箇所は無いか		
電気配線、器具に異常は無いか		
通路の障害物は無いか		
主要な出入り口の解放はよいか		
建物の損壊等危険箇所は無いか		
屋外看板等に危険箇所は無いか		

東海地震注意情報 発表時	点検完了日時	
	点検者名	